第三十条　第二条の表二十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　略］

三　予防接種法第二十八条の実費の徴収の決定に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

ハ　当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人就労自立給付金関係情報」という。）

ニ・ホ　［略］

第三十六条の二　第二条の表三十四の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　教育職員免許法第五条の二第一項の免許状の授与の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　教育職員免許法第五条の二第三項の新教育領域の追加の定めの申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三　教育職員免許法第十五条の免許状の書換又は再交付の願出に係る事実についての審査に関する事務　当該願出を行う者に係る戸籍関係情報

第四十二条　第二条の表四十の項で定める事務は、前条に掲げる事務とし、同項で定める情報は、措置入院者、当該措置入院者の扶養義務者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

［一・二　略］

三　外国人生活保護実施関係情報

第四十四条　第二条の表四十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務　同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

［イ～タ　略］

レ　外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報又は生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給に関する情報（第百二十七条及び第百六十三条において「外国人進学・就職準備給付金関係情報」という。）

ソ～ナ　［略］

ラ　子ども・子育て支援法第十条の十二第一項の妊婦支援給付金の支給に関する情報

ム～コ　［略］

［二・三　略］

四　生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務　要保護者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

五　生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務　要保護者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

六　生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要保護者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

第三十条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

［新設］

ハ・ニ　［同上］

［新設］

第四十二条　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

第四十四条　［同上］

一　［同上］

［イ～タ　同上］

［新設］

レ～ネ　［同上］

［新設］

ナ～ケ　［同上］

［二・三　同上］

四　生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務　要保護者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報

五　生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務　要保護者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報

六　生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要保護者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報